

確定申告のご準備の際ご注意くださいこと

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は令和8年3月16日（月）です。令和7年11月号の会報に決算書下書き用紙を同封しておりますのでお使いいただき、相談当日にご持参ください。決算書の下書き用紙がお手元にない方は、集計表や残高試算表をお持ちいただくか、科目ごとの合計額を計算されたうえでご来所ください。

また、令和元年分より確定申告書の提出の際、添付不要となった給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票や、上場株式配当等の支払通知書の書類についても、確定申告のご相談時に金額確認等で拝見する場合がございますので、必ずご持参ください。

令和7年分決算・確定申告指導を受ける際の持ち物チェック！！

主なものだけ記載してあります。これ以外については明細のわかるものをお持ちください。

	準備する持ち物	ポイント	☒
全員必要	令和5年・6年分 決算書・所得税確定申告書の控え	代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	☐
	税務署からの送付物 予定納税額、中間納付税額のお知らせ、又はお知らせハガキをご用意ください。	税務署からの葉書（納付書） 中間納付税額のある方は中間納付税額と中間納付譲渡割額の内訳が分かるもの（通帳では確認できません）	☐
	令和7年分集計表または試算表	<u>帳簿の内容を集計してきてください。</u>	☐
	マイナンバーカード、パスワード	<u>カード本体の有効期限は10年・電子証明書は5年間で</u> <u>す。</u>	
必要な方のみ	減価償却資産（10万円以上のもの）明細書 ※ 確認させていただく場合があります。	事業用車両を購入した場合は、領収書だけでなく、各明細のわかるもの （確認させていただく場合がございます）	☐
	令和5年・6年分 消費税確定申告書の控え及び令和7年分帳簿	代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	☐
	適格請求書発行事業者の登録通知書のコピー	インボイス登録日が分かるもの	
	令和7年分給与所得の源泉徴収票（事業主・配偶者・扶養親族分）	紛失した場合は、再発行をお願いします。配偶者・扶養控除額は合計所得金額で判断するため、給与以外の所得	☐
	令和7年分公的年金等の源泉徴収票（事業主・配偶者・扶養親族分）	がある場合はその金額が分かる資料を提出してください。	☐
	令和7年分の医療費控除の明細書	受診者ごと医療機関ごとにまとめて記載してください。	
	令和7年中に支払った健康保険料（介護保険料含む）の領収書、又は納付額のお知らせ	<u>支払決定通知書ではありません</u> のでご注意ください。 過年度分のもので令和7年中に支払ったものであれば、令和7年分確定申告の控除対象になります。	☐
	令和7年中に支払った国民年金の証明書及び年金基金の証明書	<u>支払決定通知書ではありません</u> のでご注意ください。 過年度分のもので令和7年中に支払ったものであれば、令和7年分確定申告の控除対象になります。 昨年11月頃送付されています。	☐
	令和7年分小規模企業共済掛金の証明書		
	令和7年分生命保険料控除証明書	一般用・個人年金用・介護医療保険用があります。	☐
	令和7年分地震保険料控除証明書	貸家又は事務所に係る部分の保険は事業の経費です。 確定申告の控除対象は、実際のお住まいが対象です。	☐

※ 住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方は、税務署で「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を作成の上、ご持参いただき、売買契約書又は工事請負契約書・登記簿謄本又は登記事項証明書・借入金残高証明書等。2年目以降の方は、借入金残高証明書および初年度の計算書の控えまたは税務署から送られた資料。

※ 株式等の譲渡の申告がある方は、明細のわかるものと前年に申告があれば計算明細書の控えもお持ちください。

※ セルフメディケーション税制を受けられる方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。